令和7年度　ケアハウス　指導監査実施結果

指導監査年月日 監査方法	指導対象	指摘対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改　善　結　果
令和8年2月10日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　　知足常楽会 ケアハウス　　ケアハウス知足荘	法人運営	評議員の評議員会への出席について、令和5･6･7年度連続で欠席した評議員がいました。社援発第0427第1号（最終改訂：令和4年3月14日）厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認し、実質的に出席がかなわない場合は、選任替えも含め検討してください。また、評議員会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。	法人に来られたり、電話を頂いたりで為になる意見を言われるので、次期の改選迄、評議員をして頂き、以後は推薦しない事にします。
		法人運営	役員改選時に任期の開始日を定めたため、理事及び監事が欠けている期間が生じていました。社会福祉法第45条及び定款第19条により、理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、任期の始期は定時評議員会で選定された日になりますので、次回の改選期から改めてください。	任期の始期は定時評議員会で選定された日とします。
		法人運営	役員改選時に任期の開始日を定めたため、理事及び監事が欠けている期間が生じていました。社会福祉法第45条及び定款第19条により、理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、任期の始期は定時評議員会で選定された日になりますので、次回の改選期から改めてください。	任期の始期は定時評議員会で選定された日とします。
		法人運営	理事及び監事の選任時に選任要件を確認していませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」が、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」がそれぞれ1人以上含まれていることを評議員会で確認した上で選任し、確認した旨の記録を残してください。	次期選任時には、記述します。

令和7年度　ケアハウス　指導監査実施結果

		法人運営	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、招集通知に議案の概要も記載してください。	評議員会の招集通知に、議案の内容を記載します。
		法人運営	理事長の職務執行状況の報告が年2回以上行われていませんでした。社会福祉法第45条の16第3項及び定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告してください。また、当該報告は職務執行状況の報告であることを明記するとともに、内容も施設の運営状況の報告とするなど工夫してください。	理事会にて、理事長の職務執行状況の報告を行っています。
		法人会計	会計帳簿が経理規程に定められた期間の前に処分されていました。会計帳簿はその閉鎖の時から経理規程第14条に定める期間、保存してください。	残っている帳簿を再確認し保管しています。
		法人会計	小口現金に入所者から徴収した行事代金が入金されていました。経理規程第24条に基づき、徴収した金銭は直接支払いに充てず、収入後3日以内に金融機関に預け入れてください。また、代金を徴収した際は領収書を発行してください。	徴収現金などは、今はすぐに銀行に入れています。

令和7年度　ケアハウス　指導監査実施結果

		ケアハウス	業務継続計画が未作成でした。新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第24条の2に基づき、計画を速やかに作成の上、職員に周知し、作成後には研修及び訓練(年2回以上)を実施してください。	5月に業務継続計画を完成させ、5月より、研修、訓練をする予定となっています。
		ケアハウス	事故発生の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていませんでした。新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第33条第1項に基づき、担当者を置いてください。	担当者を置きました。
		ケアハウス	虐待の防止のための対策を検討する委員会と研修が実施されていませんでした。新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第33条の2に基づき、委員会と研修を速やかに実施し、それぞれ実施記録を残してください。また、虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を置いてください。	担当者を置いて、5月に委員会を開き、研修をする予定です。

令和7年度　ケアハウス　指導監査実施結果

令和8年2月19日 9:30～16:00 実地 法人監査あり	社会福祉法人　シャーローム ケアハウス　ケアハウス希望の園	法人運営	令和7年に改選された評議員、理事、監事の就任承諾書が確認できませんでした。社会福祉法第38条に基づく就任の承諾を得てください。	指導監査の翌日、仮保管中のファイルを発見したため、正式に、より見やすい形でファイリングし、所定の収納棚に配置しました。
		法人会計	長期預り金に対応して長期預り金積立資産を積み立てる場合は、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について19に基づき、積立金・積立資産明細書に計上し、摘要欄にその旨を明記してください。	積立金・積立資産明細書に計上し、概要欄にその旨を明記します。 令和7年度決算より改善を反映する予定。令和8年第1回理事会（令和8年5月16日）で決議、令和8年定時評議員会（令和8年6月13日）で承認予定。
		法人会計	事業未収金及び未収金について、貸借対照表、財産目録、計算書類に対する注記の金額が一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第2条に基づき、計算書類は正しく記帳し、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示してください。	財産目録において、貸借対照表科目との整合性を確認する際、貸借対照表価格のみならず掲載項目も正しく一致していることに留意することを申し合わせた。
		法人会計	計算書類に対する注記について、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて別紙1及び別紙2に基づき、以下の通り対応してください。1.「財務諸表」を「計算書類」に修正　2.「7(拠点区分においては6)．会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し」の表題を最新の内容に修正　3.「4．拠点が作成する財務諸表等とサービス区分」のうち、法人として作成する計算書類を検討のうえ修正	1項、2項、3項の修正を実施します。令和7年度決算書より改善を反映する予定。また、関連する経理規程の変更も併せて実施します。令和8年第1回理事会（令和8年5月16日）で決議、令和8年定時評議員会（令和8年6月13日）で承認予定。

令和7年度　ケアハウス　指導監査実施結果

		ケアハウス	感染症及び食中毒のまん延防止のための指針を整備していませんでした。新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第26条第2項に基づき作成してください。	早急に感染症及び食中毒のまん延防止のための指針を作成し、事務所と厨房休憩室に設置した。
		ケアハウス	感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施していませんでした。新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第26条第2項に基づき、年2回以上実施してください。	年間研修計画書を作成し、その計画に則って実施していくようにした。
		ケアハウス	災害及び感染症発生時の業務継続計画に基づく訓練を実施していませんでした。新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第24条の2第2項に基づき、いずれも年2回以上実施してください。	年間で訓練を実施できるよう計画を立て実施してくようにした。
		ケアハウス	身体拘束等の適正化のための指針を整備していませんでした。新潟市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第17条第5項に基づき、作成してください。	早急に高齢者虐待防止・身体拘束適正化のための指針を作成し、事務所・厨房休憩室に設置した。

令和7年度　ケアハウス　指導監査実施結果

令和8年2月25日 9:45～16:15 実地 法人監査あり	社会福祉法人　博愛仁志会 ケアハウス　ケアハウス真寿苑	法人運営	定款に廃止済の事業が記載されていました。社会福祉法第31条第1項及び社援発第0427第1号（最終改訂：令和4年3月14日）厚生労働省「指導監査ガイドライン」に基づき、定款を変更し、第1条の第2種社会福祉事業から「（イ）老人デイサービス事業の経営」を、第36条から「（3）診療所の経営」を削除してください。	定款を変更し、第1条の第2種社会福祉事業から「（イ）老人デイサービス事業の経営」、第36条から「（3）診療所の経営」を削除します。 定款変更について評議員会にて決議、新潟市への認可申請を予定しています。
		法人運営	理事長の重任及び住所移転の登記、法人の資産の総額の登記が定められた期限を超えていました。組合等登記令第3条の規定に基づき、代表権を有する者の氏名、住所及び資格は2週間以内に、資産の総額は会計年度終了後3か月以内（6月末まで）に変更登記を行ってください。	理事長の重任及び住所移転の登記、法人の資産の総額の登記について、組合等登記令第3条の規定に基づき、代表権を有する者の氏名、住所及び資格は2週間以内に、資産の総額は会計年度終了後3か月以内（6月末まで）に変更登記を行います。
		法人運営	評議員の選任について、就任の意思表示を確認できない事例がありました。社会福祉法第38条及び社援発第0427第1号（最終改訂：令和4年3月14日）厚生労働省「指導監査ガイドライン」に基づき、就任承諾書等により就任の意思表示を確認してください。	令和8年5月29日までに就任承諾書の就任の意思表示を確認します。
		法人運営	理事及び監事の選任時に選任要件を確認していませんでした。社会福祉法第44条第4項及び第5項に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」が、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」がそれぞれ1人以上含まれていることを確認した上で選任し、確認した旨の記録を残してください。	理事及び監事の選任要件で識見を有する者が1人以上含まれていることを確認した上で、選任し,記録を残します。令和8年6月３日理事会から実施します。

令和7年度　ケアハウス　指導監査実施結果

		法人運営	評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議案の概要も記載してください。	令和8年6月４日評議員会招集通知から議案の概要を記載します。
		法人会計	経理規程について、次の事項を修正した上で規程の改正を行ってください。 「拠点区分、サービス区分は具体的に明記する」「第61条第2項において(1)(12)(13)を省略すると記載されているが、(15)も省略できることを記載する」。 なお、令和5年度の指導監査において指摘したにもかかわらず、改善していませんでしたので、早急に対応してください。	経理規程についての改正実施内容 「拠点区分、サービス区分は具体的に明記」「第61条第2項において(1)(12)(13)を省略すると記載されているが、(15)も省略できることを記載」「第64条の誤字を修正」
		法人会計	令和6年度の拠点区分貸借対照表の前年度末の「資産の部の合計」と「負債及び純資産の部合計」が一致していませんでした。社会福祉法人会計基準第2条に基づき正しい数字を記載してください。	令和6年度の拠点区分貸借対照表の前年度末の「資産の部の合計」と「負債及び純資産の部合計」を社会福祉法人会計基準第2条に基づき正しい数字を記載しました。
		法人会計	計算書類に対する注記で「財務諸表等」と記載がありますが、正しくは「計算書類」です。また、拠点区分の注記について、「重要な後発事象」の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第29条に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。	計算書類に対する注記で「財務諸表等」と記載したことについて、令和7年度決算より「計算書類」と記載します。 拠点区分の注記について、令和7年度決算より社会福祉法人会計基準第29条に基づき「重要な後発事象」の記載を適正に記載します。

令和7年度　ケアハウス　指導監査実施結果

		法人 会計	計算書類の附属明細書について、社会福祉法人会計基準第30条に基づき、次の内容を正確に作成してください。 1事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書－拠点区分ごとの内訳を明記する。 2サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書－サービス区分ごとの内訳を明記する。 3国庫補助金等特別積立金明細書-事業活動内訳表の金額と一致させる。	計算書類の附属明細書について、社会福祉法人会計基準第30条に基づき、令和6年度決算について次の内容を作成しました。 1事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書－拠点区分ごとの内訳を明記しました。 2サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書－サービス区分ごとの内訳を明記しました。 3国庫補助金等特別積立金明細書-事業活動内訳表の金額と一致させました。 令和7年度決算より同様に対応します。
		法人 会計	福利厚生費について、明確に定められた支給基準がありませんので作成してください。なお、令和5年度の指導監査において指摘したにもかかわらず、改善していませんので、早急に対応してください。	今後、中止とします。